（部）

第四十九条　航空方面隊司令部に、次の三部を置く。

総務部

防衛部

装備部

（総務課）

第五十一条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

一　航空方面隊司令官の官印及び航空方面隊司令部印の保管に関すること。

二～五　［略］

六　前各号に掲げるもののほか、航空方面隊司令部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（運用課）

第五十七条の四　運用課においては、次の事務をつかさどる。

一　航空方面隊の行動に関すること。

二～五　［略］

（通信電子課）

第五十七条の五　通信電子課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　航空方面隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

（監理監察官）

第五十七条の十三　航空方面隊司令部に、監理監察官一人を置く。

2・3　［略］

（法務官）

第五十七条の十四　航空方面隊司令部に、法務官一人を置く。

2・3　［略］

（医務官）

第五十七条の十五　航空方面隊司令部に、医務官一人を置く。

2・3　［略］

（副官）

第五十七条の十六　航空方面隊司令部に、所要の副官を置く。

2　［略］

3　副官は、航空方面隊司令官又は航空方面隊副司令官の庶務をつかさどる。

（雑則）

第六十七条　この省令に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（部）

第四十九条　航空方面隊司令部及び航空混成団司令部に、次の三部を置く。

総務部

防衛部

装備部

（総務課）

第五十一条　［同上］

一　航空方面隊司令官の官印及び航空方面隊司令部印（航空混成団司令部の総務課にあっては航空混成団司令部印）の保管に関すること。

二～五　［同上］

六　前各号に掲げるもののほか、航空方面隊司令部（航空混成団司令部の総務課にあっては航空混成団司令部）の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（運用課）

第五十七条の四　［同上］

一　航空方面隊（航空混成団司令部の運用課にあっては航空混成団）の行動に関すること。

二～五　［同上］

（通信電子課）

第五十七条の五　［同上］

一・二　［同上］

三　航空方面隊（航空混成団司令部の通信電子課にあっては航空混成団）の情報システムの整備及び管理に関すること。

（監理監察官）

第五十七条の十三　航空方面隊司令部及び航空混成団司令部に、それぞれ監理監察官一人を置く。

2・3　［同上］

（法務官）

第五十七条の十四　航空方面隊司令部及び航空混成団司令部に、それぞれ法務官一人を置く。

2・3　［同上］

（医務官）

第五十七条の十五　航空方面隊司令部及び航空混成団司令部に、それぞれ医務官一人を置く。

2・3　［同上］

（副官）

第五十七条の十六　航空方面隊司令部及び航空混成団司令部に、それぞれ所要の副官を置く。

2　［同上］

3　副官は、航空方面隊司令官又は航空方面隊副司令官（航空混成団司令部にあっては航空混成団副司令）の庶務をつかさどる。

（雑則）

第六十七条　この省令に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。